

第5 施策展開の方向

「第4 現状と課題」を踏まえ、本計画で取り組むべき事項を大きく5項目に整理し、具体的な取組みを展開していきます。

1 普及啓発活動の充実と多様な主体との相互理解の醸成

動物の愛護及び適正飼養の普及啓発活動について、各主体の広報媒体やネットワークを活用する等により充実を図ります。

また、獣医師や動物愛護推進員を講師とした講習会の開催等により、動物の飼養に関する専門的な知識や技術、ボランティア活動から得られた体験等を県民に伝達する場を拡大していきます。

さらに、動物に対する考えは人それぞれに多様であることから、幅広い関係主体が議論する機会を設け、それぞれの立場や考え方についての相互理解を図るとともに動物の愛護及び適正飼養に対する一層の意識向上を目指します。

2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

飼い主等の動物の所有者に対し、各主体が協働で動物の終生飼養及び適正飼養が社会的な責任であることを啓発し、保健所で収容する犬や猫の減少を図ります。

また、保健所で収容した犬や猫については返還や譲渡の推進等により、殺処分数の減少を図ります。

3 地域の生活環境の保全と動物による危害の防止

動物の適正飼養を推進し、動物の健康を保持するとともに、動物の虐待や遺棄、動物由来感染症の発生防止等、地域の生活環境の保全を図ります。また、動物を飼養していない人や動物を好まない人を含め、県民と動物が共生できる地域づくりに努めます。

また、岐阜県県政モニターへの調査により進捗状況を確認するとともに、調査項目の1つである「他人の飼養動物に対し、迷惑に感じたことがある人」の減少を目指します。

4 動物取扱業の適正化

動物取扱業に対する規制の遵守状況を計画的に監視し、動物取扱業の適正化を図ります。また、動物取扱業者が、自ら社会において果たすべき役割を考え資質向上に主体的に取り組むよう促し、優良な動物取扱業者の育成を目指します。

5 動物の愛護管理推進への基盤づくり

動物愛護推進協議会の運営、被災動物救援体制の整備及び動物愛護管理に関する人材の育成等により、動物の愛護及び適正飼養を推進していく基盤を整備します。